

社会福祉法人こころみる会後援会 規約

第1条 (名称)

この会は、社会福祉法人こころみる会後援会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 (所在地)

本会は、栃木県足利市田島町616番地の社会福祉法人こころみる会（以下「こころみる会」という）内に置く。

第3条 (目的)

本会は、こころみる会が行う各種事業の推進及び社会的ニーズに対応できる体制づくりのための援助を行うことを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、次の事業を行う。

1. 各種社会福祉事業がより発展するための施設整備、運営への資金援助。
2. 社会的ニーズに対応するための資金援助。
3. その他前条の目的を達成するために必要な資金援助。

第5条 (会員)

本会の目的に賛同する個人または法人（団体）とし、次条の年会費を納入する者とする。

第6条 (年会費)

年会費は次のとおりとする。

1. 個人会員：一口2,000円とし、年間一口以上とする。
2. 法人（団体）会員：一口10,000円とし、年間一口以上とする。

年会費は、事務局へ現金で納入、もしくは指定口座へ銀行振込する方法により納入する。

第7条 (役員と任務)

本会に次の役員をおき、次の任務に当たる。

1. 会長 1名 この会を代表し会務の全般を統括する。
2. 副会長 1名 会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
3. 運営委員 若干名 会長の指示のもとに企画の立案・協議に当たる。
4. 監事 2名 会計ならびに業務の監査に当たる。

第8条 (役員を選出および任期)

1. 任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 欠員により就任した役員は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、前年度の役員会が選出する。但し、任期期間が満了しても次期役員が決まる迄その任を務めるものとする。
4. 任期中に退任する場合は、役員会の同意を得て総会に報告することとする。

第9条 (役員の権限)

本会の役員は、第4条に係る事業に関するの用途のみを決定することができる。

第10条 (決議)

事業に関するの用途については、役員のお分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

第11条 (会議)

本会に次の会議を置く。

1. 総会

- (1) 原則的に会計年度の最終日から三ヵ月以内に年1回、会長が召集、開催し議長を務める。
- (2) 会員は、各1個の議決権を有する。
- (3) 活動報告、会計報告、規約の改廃など重要事項を決議する。
- (4) 決議は、出席者の過半数(有効な委任状を含む)をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- (5) 会長は必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- (6) 特別な事由(感染症・その他)が発生し総会を開けない場合は、審議を役員に一任することができる。

2. 役員会 必要に応じて会長が召集・開催する。

第12条 (事務局)

本会は、こころみる会法人本部内に事務局を置き、法人職員から事務局長及び事務局員を本会会長が指名し、会計業務を含む事務全般を委嘱する。

第13条 (財政)

本会の運営費は、会費によって賄う。

第14条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条 (規約の改廃)

本会の規約の改廃は、こころみる会業務執行理事の承認を得て、総会の決議を必要とする。

第16条 (雑則)

本会の規約に定めのない事項は、会長が判断し役員会で定める。

(付則)

1条 設立時の役員は、こころみる会業務執行理事が選出し、本人の同意を得て承認とする。

2条 設立当初の役員は次のとおりとする。

会 長	佐井 正治			
副 会 長	大澤 季絵			
運 営 委 員	牛窪 利恵子	長竹 恵美子	林 真由美	柳田 忠昭
監 事	越知 眞智子	物部 信乃		

3条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。